質問回答書

令和6年度「新潟市在宅テレワーカー育成・就労支援事業」企画提案に係る質問事項について、下記の通り回答します。

項目	質問	回 答
仕様書 7業務の内容 (6) 求人の開拓	現時点で公開されている既存プラット フォーム等の求人を紹介することは可能 でしょうか	本事業は、在宅テレワークによる就労を促進し、さまざまな年代・ターゲット層が、時間や場所に捉われずに働ける「地域就労モデル」を構築するとともに、企業側の多様な人材活用を促進させる。ことを目指すものです。そのため、在宅での就労にも対応したテレワーク求人のほか、ショートタイムワーク等の将来的に在宅テレワーク業務の切り出しが見込める求人を市内事業者(市内に本社・本店があることが望ましい。)から開拓し、受講者がフリーランスや副業として市内事業者から業務を受注したり、正規雇用として市内事業者で就業したりすることを前提とした企業の開拓に努める。こととしています。 これらの条件(市内事業者からの求人であること等)を満たした上で、既存のプラットフォーム等の求人を紹介することは可能ですが、市内事業者の多様な人材活用を促すための新たな求人の開拓は必須としています。(目標数は「11 成果目標」のとおり)
仕様書 6事業の概要 (4)支援の規模		「7 業務の内容(4)職業訓練プログラム(IT スキルの付与)等の実施」に記載のとおり、実用的なスキルの習得を目指す職業訓練プログラムにおいて、IT関連業務の経験がない者がスキルを円滑に習得できるよう、IT基礎やテレワーク・フリーランス入門など、事前インプットを目的とした施策を提案した上で実施することとしています。IT関連の基礎的な知識のほか、テレワークやフリーランスで働く上で必要となる入門的な知識の取得のためのセミナー・講座等を想定しており、訓練開始時のオリエンテーションとは性質が異なります。
仕様書 7業務の内容 (4)職業訓練プログラム等 の実施		「7 業務の内容(4)職業訓練プログラム(IT スキルの付与)等の実施」に記載のとおり、職業訓練プログラムは、世代や性別を問わず、時間や場所に捉われずに働ける「地域就労モデル」の構築に寄与するものとして、支援対象者側のやりがいや能力適正、事業者側の発注ニーズ等を踏まえ、在宅テレワークでの就労・定着につながる実用的なスキルを習得できる2コースの内容やカリキュラムを提案した上で実施することとしています。より効果的なプログラムの提案を募集するため、スキルの具体的な例示は行いませんが、この2コースはそれぞれ異なるスキルを習得できるプログラムを想定しています。(基礎コースと実践コースといったような階層的なコース設定は行わないようご注意ください。)
仕様書 7業務の内容 (4)職業訓練プログラム等 の実施	訓練時間100時間以上を規定していますが、訓練期間中に就職が決まった場合は、早期の訓練修了は可能ですか?可能な場合、最低訓練時間等の制限はありますか?	「7業務の内容(4)職業訓練プログラム(IT スキルの付与)等の実施」に記載のとおり、職業訓練プログラムには、最低訓練期間(時間)を設けることとしており、早期に就職先が決まった場合においても、原則として最低訓練期間(時間)は訓練を受講させることとしています。従って、最低訓練期間(時間)を満たさずに訓練を修了することは、原則として認められません。そのため、支援対象者を選考する段階において、本人の経験や希望、意欲などを含めきめ細かく把握し、ミスマッチが生じないよう適切に対応できることが必要です。なお、最低訓練期間(時間)は、職業訓練プログラムに応じ、市と協議の上決定します。